

2014年度第6回日本語教育研修会

「医療・福祉 従事者のための日本語教育」

早稲田大学大学院日本語教育研究科 宮崎里司

目的

現在、超高齢社会に入った日本では、看護や介護が大きな社会問題化している。一例を挙げると、看護・介護人材不足が起きており、そうした分野の外国人従事者が望まれています。そうした中、経済連携協定（EPA）により、東南アジアから看護・介護人材を受け入れ始めたが、専門知識や職場で求められる日本語能力の習得に問題を抱え、その解決は容易ではない。この研修会では、そうした外国人従事者に求められる日本語コミュニケーション能力とは何か、また日本語教師は、どのような教育をめざせばよいのかについて考える。

研修概要

研修は、講義とワークショップの2部構成で行う。講義では、福祉国家としての日本での介護業界の実態の情報を提供し、そうした中で、外国人介護従事者の問題を考えながら、EPA や介護分野の技能実習制度の課題を取り上げる。その上で、日本の看護現場や介護現場で働く外国人が必要とする日本語能力とは何かについて、問題提起する。さらに、国境を超える介護人材と異文化適応能力、介護の国際化と移民政策に加え、これからのアジアの人口動態も考える。講義の後半では、東京都内にある特別養護老人ホームで、外国人介護ヘルパーを雇用している事例を紹介し、どのような課題や問題があるのかを探るとともに、そうした外国人に対する日本語支援をめざして立ち上げた、早稲田大学の産学官連携プロジェクトの一環としての「すみだ日本語教育支援の会」の説明や、栃木県野木町にあるリハビリステーションで働く、インドネシア人 EPA 看護師候補者のための日本語支援の事例を紹介する。

講義に続いて、ワークショップでは、主に、台湾と日本の高齢化社会の事情や、介護事情を、グループごとに作業しながら考える。今や、高齢化の問題は、日本だけの問題ではなく、台湾、韓国などの東アジア、また将来は、東南アジアを含めたアジア全体の問題となると予想される。こうした「老いるアジア」の問題を考えながら、介護の国際化と、国境を超える介護人材の問題について、異文化適応や言語習得、さらには、移民政策の観点から、積極的な意見交換を期待する。

研修スケジュール

- ① 13:30-13:40 挨拶、講師紹介

- ② 13:40-15:00 講義
- ③ 15:00-15:15 休憩
- ④ 15:15-16:15 ワークショップ
- ⑤ 16:15-16:30 質疑応答
- ⑥ 16:30-17:00 アンケート記入、個別質問受付

講師紹介

社会連携に関する最近の活動

- ① 2007 年度国土交通省「北関東圏における多文化共生の地域づくりのあり方に関する検討委員会」委員
- ② 地域学を、地元の小・中・高校での教科として導入する試みおよびその啓発
エクステンションセンターにて、墨田区提携講座「すみだ学」を開講（2006 年～） -
- ③ オープン教育センター「すみだ学」
エクステンションのすみだ学が、学外者用の講座であるのに対し、この講座は、学部生対象の単位認定科目として設置（2009 年～）
- ④ 2007 年度久里浜少年院国際科担当法務官との懇談会の立ち上げ（久里浜モデルの構築）
- ⑤ 文化庁委嘱事業
- ⑥ - 1 2006 年度「地域日本語教育支援事業（日本語教室設置運営）」
「外国人生徒学習の会」設置運営 教科学習に対応する基礎的な日本語の学習支援。
- ⑥ - 2 平成 19 年度「地域日本語教育支援事業（連携推進活動）」
「地域の教育力としての日本語学習支援活動と日本語学級の連携推進の試み-夜間中学の役割再構築化に向けて-」
2008 年 3 月 1 日（土）すみだ中小企業センター サンシャインホール 平成 19 年度文化庁
地域日本語教育支援事業（連携推進活動）シンポジウム（多文化共生地域で日本語を学ぶこと
と教えること）「地域の教育力としての日本語学習支援活動と日本語学級の連携推進の試み-夜
間中学の役割再構築化に向けて-」
- ⑥ - 3 2007 年度「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業（退職教員を対象とし
た日本語指導者養成）
- ⑥ - 4 2008 年度（2008 年）「地域日本語教育支援事業（日本語教室設置運営）」
「外国人介護ヘルパーの日本語支援教室」設置運営
賛育会（墨田区太平町）たちばなホーム（立花）、はなみずきホーム（八広）などの、特別養護
老人ホームで働く、日本人配偶者を持つ外国人介護ヘルパーへの日本語教育を支援し、生活者
としての外国人の地域参加と、地域の福祉事業の活性化を目指す。また、日本語教育を通じて、
介護人材の育成や確保を支援することも目的とする。あわせて、フィリピン人をはじめとする
外国人が、地域社会の一員として社会参加する上で不可欠な、職場の日本語を地域で学べる環
境を整備するこうした対策によって、単なる受益者負担だけではなく、地域全体で考えていく

視点を醸成させることも目的とする。

⑦ 2011年～

友志会花の舎リハビリステーション(栃木県野木町)にて、EPA 医療福祉候補者のための日本語教育支援

⑧ 2012年～

芳香会青嵐荘特別養護老人ホーム(茨城県古河市)にて、EPA 医療福祉候補者のための日本語教育支援

⑨ 2013年～

法務省矯正局成人矯正課との連携事業

外国人受刑者のための矯正処遇プログラムにおける日本語教育カリキュラム構築支援

⑩ 2015年～

日越大学日本語教育部門総括担当(予定)

② 13:40-15:00 講義

A 今後も日本は福祉国家でありつづけられるのか

介護業界は、代表的な3K職種

介護の仕事に就く社員の35.2%は一年以内に離職し、79.2%は三年以内に離職

介護の職場を希望する人や介護専門学校への入学者の減少

B 外国人労働者と移民政策

介護の国際化と人材鎖国の日本

アジアの外国人介護従事者

老いるアジア

WHO: Global Code of Practice on the International Recruitment of Health Personnel (2010年)

EPA (Economic Partnership Agreement) とは

EPAとは異なるスキームで受け入れざるを得ない状況

以下の新聞を読んで、今後問題となるのはどのような部分か考えてみよう。

介護も外国人技能実習の対象に、厚労省検討会が対策案

2015/1/26 (日本経済新聞)

厚生労働省は26日に開いた有識者検討会で、介護現場で働く外国人の受け入れを増やす対策案をまとめた。外国人が働きながら日本の技能を学ぶ「外国人技能実習制度」の対象職種を、介護にも広げるのが柱だ。実習生は最長5年受け入れる。一定の日本語能力を求めるが、入国時点では小学校低学年程度の基本的な力で認めるように、要

件を緩めることも決めた。2015年度中の施行を目指す。

介護の外国人技能実習生には、入国時点で「日本語能力試験」の全5段階で下から**2番目の「N4」程度の能力を要件とする**。基本的な文章やゆっくりした会話が分かる、小学校低学年レベルの日本語力だ。実習2年目に移る際に課す試験では、介護を受ける人の状況をくみ取れるように、日常会話や新聞の見出しが分かる一段高いレベルの「N3」程度を求める。

23日の検討会で介護の業界団体から、外国人への門戸を広げるため入国時のハードルを下げる提案があり、連合のほかに異論がなかったことを踏まえた。一方で、**1年目修了までにN3が習得できず試験に通らないなら帰国させることとした**。

受け入れは設立後3年を経た介護施設に限り、**訪問介護は認めない**。施設で人手不足が深刻なのは**夜勤業務だが、業界が自主的に作る指針に基づき、実習2年目以降に限って就けることとした**。

技能実習制度は現行、最長で3年間受け入れる仕組みだが、建設など他の対象職種も含めて期間を5年に延ばす。また、日本の養成施設で学び介護福祉士の資格を取った人には、**専門人材としての在留資格を与え長期就労を認める**。厚労省は法務省と連携し、関連法案を通常国会に提出する。

- C 日本で働く外国人看護師、介護福祉士候補者が必要とする日本語能力とは
国境を超える介護人材と異文化適応能力
- D 東京都内の高齢者福祉施設紹介（東京都墨田区賛育会たちばなホーム）
東京都墨田区での「外国人ヘルパーのための日本語支援教室」の説明
栃木県野木町での「EPA 看護師候補者のための日本語支援」の説明
- E ワークショップの説明